

# 古知野南小学校いじめ防止基本方針

【令和8年4月改訂】

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに家庭、地域、教育委員会、警察、その他関係機関と連携して取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」）

## 3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

メンバーは、全教職員・スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校におけるいじめ防止対策は、学校評価アンケート等により改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「古知野南小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 保護者や地域の理解を得るため、「古知野南小学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止の取組状況、学校評価アンケート結果等を、学校だよりやホームページ等を通して発信するとともに、学校運営協議会やPTA委員会等において取組状況を報告する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、詳細な事実関係の確認に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、スクールロイヤーなどの外部の専門家、警察、その他関係機関に援助を求め連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う（「解消している」とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

## 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ♪ 明るい笑顔が明日を呼ぶ ♪ 古知野南小学校（校歌より）

ア 教室が安心できる場所、自己実現できる場となる温かい学級づくりを進める。

- ・ 人と人の関係は鏡と同じ“自分が笑えば相手も笑う”

イ 学びの振り返りを大切に、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

- ・ 「よろこばせごっこ」「よいところみつけ」等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ・ 自分で正しい判断をし行動する責任感や公平性などよりよい価値観の育成

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

- ・ 社会や他者との対話、外への情報発信など、アウトプットによって、自分のアイデンティティを鍛えるデジタルシティズンシップ教育を進める。

オ 人権教育の充実

- ・ 男女混合名簿の導入や「～さん」付け呼名など、教職員自らがより豊かな人権感覚を身に付けることに努め、児童の「自分らしさ」「個」を大切にされた教育を進める。
- ・ 12月の全国人権週間には、人権理解のDVD等を利用し人権について考える場を設定する。

### (2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談「先生とお話をする日」を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。Q-Uアンケート、日記や生活作文などを活用し、児童一人一人の状況把握を十分に行う。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」や少年センターなど外部の相談機関

を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 相談箱を設置し、いじめ発見の手立てとする。

オ 週1回の情報交換会（全職員）を行い、平時から児童の行動について共通理解を図る。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめやいじめを疑われる行為を発見したり、通報を受けたりしたら、早急に校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員及びスクールロイヤー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、いじめに向かわない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 被害児童及び加害児童について、指導記録を作成し指導後の様子を継続観察したり面談したりして、確実に解決を見届ける。

## 5 重大事態への対応

(1) 児童・保護者から申し立てがあった場合は、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合は、速やかに江南市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。調査について、教育委員会に指導・助言を求める。

(3) 当該調査に関係する児童・保護者に対し、調査目的や調査の進め方について予め説明し、共通理解を図りながら進められるようにする。

(4) 調査すべき調査項目については、ガイドラインに基づいて行う。

(5) 学校が主体として事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。犯罪行為として取り扱われるべきことが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

(6) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「古知野南小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。情報共有の手順及び内容（いつ・どこで・何を・どのように等）を明確にする。

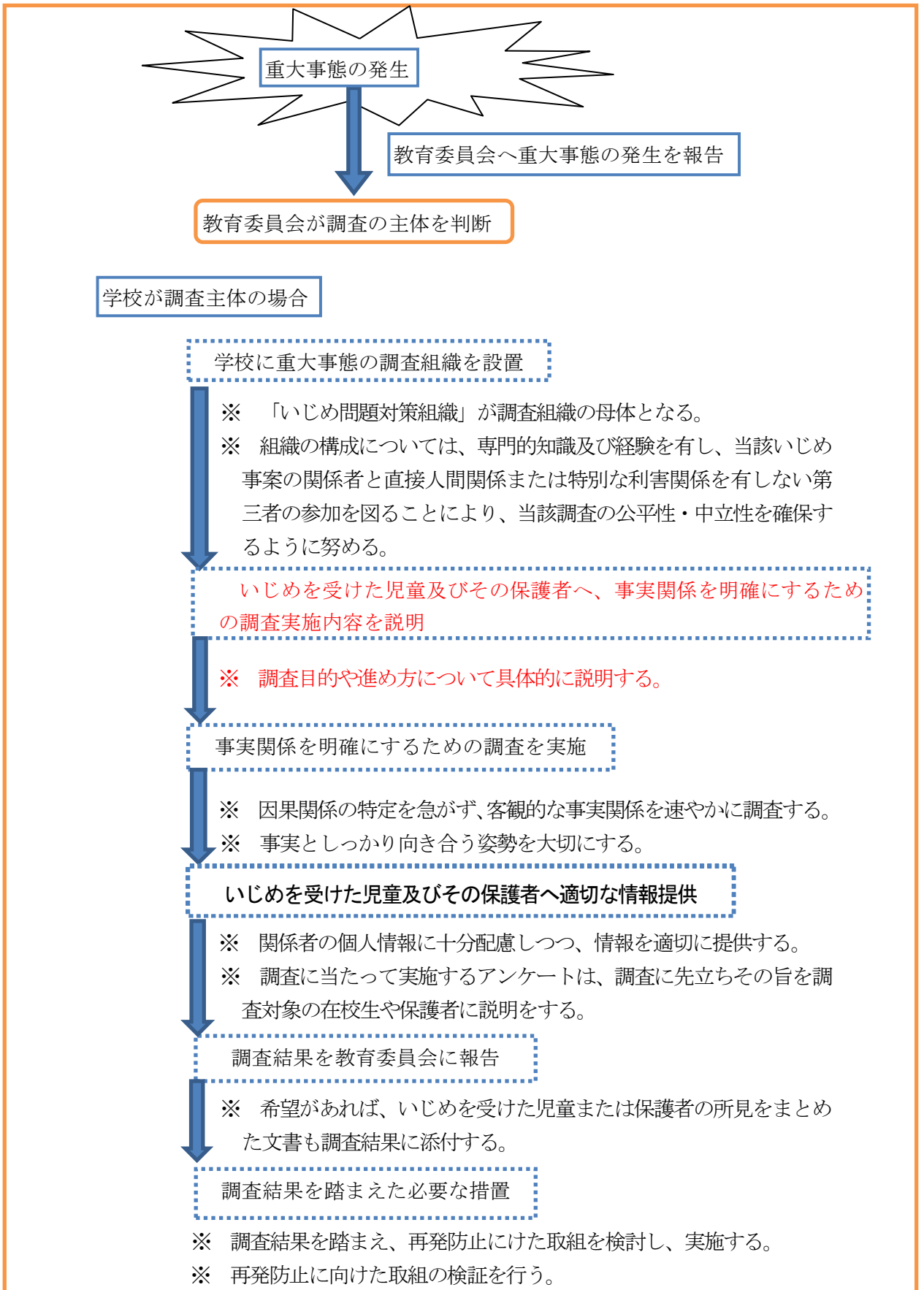
(2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

## 7 その他

(1) 校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。

## 【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○相談室やSC・SSWを児童、保護者へ周知 ○学級開き、学年開き ○授業公開 ○保健指導(心と体の成長) ○情報モラル指導(ネットモラル)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定(発育)	○学校運営協議会や学年懇談会等での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○教育後援会
5月				
6月	C	○授業公開	○Q-U アンケート	○給食参観 ○学校評価アンケート
7月	A	○学校評価アンケートの検証 ○通学班会議 ○あいさつの日		○保護者懇談会 ○児童委員会 ○学校運営協議会
8月	P	○中間評価→検証 改善策協議		○いじめ・不登校対策講演会
9月		○授業公開	○身体測定 ○教育相談週間	
10月	D	○福祉実践教室 ○運動会 ○あいさつの日	○Q-U アンケート	
11月	C	○いじめ不登校実態把握 ○宿泊行事		○ふれあい運動会 ○学校評価アンケート
12月	A	○学校評価アンケート検証 ○人権週間(講話) ○宿泊行事 ○通学班会議 ○長縄大会・お楽しみ会		○保護者懇談会 ○学校運営協議会
1月	D	○いじめ不登校改善策検証 ○保健指導(命の大切さ)	○身体測定	
2月	C	○教職員自己評価 ○体験入学 ○卒業生を送る会 ○授業公開 ○あいさつの日 ○通学班集体会		○学校運営協議会
3月		○「基本方針」の見直し ○委員会紹介 ○卒業式		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○校長講話(ワнтаイム) ○道徳教育、SDGs 体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○クラブ活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記指導	○あいさつ運動(学期に1回)

※ いじめが発生した場合は、関係する教職員で共通理解を図りながら、対応していく。